

2017年6月28日

一般社団法人日本ヒーブ協議会 川口徳子

「加工食品の原料原産地表示制度」に関する
食品表示基準改正（案）への意見・要望

生活者と企業のパイプ役として消費者にとって解りやすい表示を推進している立場から、意見・要望を上げさせていただきます。ご検討くださいますようお願い致します。

1. 監視体制・普及・啓発について

解りやすいパンフレット等による消費者への啓発活動を行うとの説明があった。また、監視体制も、都道府県ごとの食品表示監視協議会と連携して取り組むとの説明があった。

今回の原料原産地表示制度は、「国別重量順表示」と複数の例外表示が混在し、今までにない表示方法を採用していることから、事業者への十分な普及・啓発活動が必要となる。「過去実績だから今は違っても問題ない」などの誤った理解による法令違反が起こらないように、十分な啓発活動を行ってほしい。

本制度の施行には事業者への周知が要となるので、中小企業（製造者・販売者）も含めて全ての事業者にもれなく正確に普及・啓発するべく、効果的な方法を検討して欲しい。

【食品メーカーの会員より収集した事業者への普及・啓発案】

<講習会>

- ・厚生労働省と連携し、中小企業に義務付けられている保健所での年一回の講習で周知
- ・厚生労働省、経済産業省、地方自治体に協力を仰ぎ、HACCP、ISOなどの認証の行政主催の講習会で、啓発パンフレットを配布
- ・（中小企業の周知として）商工会議所の協力を仰ぎ、会員である地域の商工業者に周知

<検査機関>

- ・日本食品分析センターなどの、食品の分析・検査団体（自社ラボを持たない食品企業の手伝いや課題の対応策の提案、法令対応の相談を実施している）へ周知の協力を依頼

<包材メーカー>

- ・包材メーカーに協力依頼を行い、取引メーカーへパンフレット等を配布してもらう
- ・（例外表示では数年ごとの改版対応が必須）包材メーカーが滞りなく改版対応する体制確立のためにも、包材メーカー、包材関連の団体・協会等への周知と協力を仰ぐ

<流通>

- ・流通から取引メーカーへの周知。登録時のカルテに項目を入れてもらうなど

<行政・業界団体>

- ・食品産業センター、業界団体等を介した周知
- ・省庁ホームページでの周知（消費者庁の食品表示法関連のところなど）
- ・業界新聞（日本食糧新聞など）、業界誌（食品工場長など）への掲載
- ・輸入原材料への対応としてジェトロなどへ啓発を協力依頼
- ・輸入商社（特にBtoBを取り扱う商社）への制度の周知、分析機関を通じた啓発

<相談窓口、講習会>

- ・相談窓口を保健所、地方自治体、消費者庁と多数設け、気軽に相談できる環境整備
- ・出前相談窓口を設置し、要望に応じて説明に出向く
- ・消費者庁で講習会を毎月開く
- ・インターネットの相談窓口を開く
- ・テレビ、新聞、インターネットを活用しての啓発

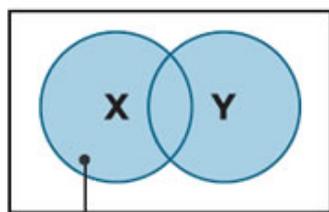
2. 「可能性表示」の呼称を「又は表示」に統一することについて

- ・「可能性」という言葉は消費者に誤解を招く恐れがある。また、事業者が「あくまで可能性であって、実際は違っていても良い」と勘違いして法令違反になるのを避けるために、見直すことに賛同する。
- ・今後、一般に用語を定着させて行くにあたっては、解説が必要とならない「切り替え使用表示」などの方が良いと思う。
- ・しかし、切り替え産地の列挙を「又は」でつなぐ表示であることを明確にするための言葉でもあり、食品表示法第三条第二項「表」1五イに“「又は」の文字を用いて表示することができる。”との記載があることから、法令の言葉を使用するのも望ましい。
- ・「又は」は、数学用語（和集合）と日常用語（XかYのどちらか一方で両方が含まないことが多い）では違うが、XとYの両方の国が同じ商品に使用されていたとしても、情報伝達としては問題ないとする。

<参考>

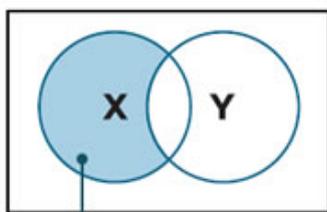
- ・XとYの少なくとも一方に属する要素全体の集合をXとYの和集合といい「 $X \cup Y$ （カップ）Y」、「XまたはY」と呼ぶ。

①和(結び) 式は「 $X \cup Y$ 」



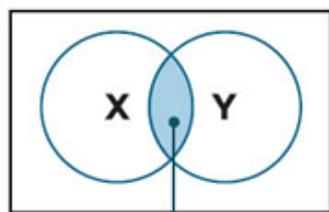
Xの属性を持つ要素とYの属性を持つ要素をすべて合わせた集合

②差 式は「 $X - Y$ 」



Xの属性を持つ要素からYの属性を持つ要素を取り除いた集合

③積(交わり) 式は「 $X \cap Y$ 」



Xの属性を持つ要素とYの属性を持つ要素に共通する要素の集合

3. 使用計画の注意書き・期間について

12-2 に、「③〇〇の産地は、平成 29 年の使用計画の順に基づき表示。平成 30 年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。」が追加になったことに賛同する。

販売や流通の状況による包材切り替えの調整期間、データ収集・改版にかかる期間（通常 3～6 か月）を加味しても、効率的に切り替えが出来て良い。

4. 原料事情等で、予定が変更となった場合の対処方法

14-1②に、「なお、自然災害や家畜の伝染性疾病の発生、港湾スト等による船舶輸送の停止など突発的な事由に起因し、食料の安定共有に著しい影響を及ぼすおそれがある場合であれば、合理的な説明は可能と考えています。」および、2 が追加になったことに賛同する。

「災害など突発的な事由」がより具体的な記載になっているので、消費者・事業者双方にとって理解しやすく、かつ、事業者の拡大解釈を防げる。また、事象毎に対応が異なるので、類型をしめすのが難しいのも理解できる。

5. 経過措置期間を平成 34 年 3 月 31 日にすることについて

消費者・事業者への普及・啓発、データ収集、包材作成、切り替えを考えると妥当と考える。

仮に、現段階で過去実績が不明であったとしても、これから過去実績を取ることで、経過措置期間までにスムーズに切り替えることができる。(例：平成 30 年の実績で、平成 32 年から掲載することが可能)

現在、旧表示から新表示に徐々に切り替えをしている段階であり、まだ改版がされていない商品から優先的に原料原産地表示も行い、すでに改版されている商品はその後に行う、など計画的に切り替えをすることができて合理的。

施行から 5 年後の 8 月末などの年度中にするよりは、食品表示基準の経過措置期間(平成 32 年 3 月 31 日)の 2 年後の平成 34 年 3 月 31 日とした方が、消費者・事業者双方にとって共通認識がはかりやすい。

以上